

第 54 号議案

愛南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

愛南町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例(平成26年愛南町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月3日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例中の該当条文を改正する必要があるため。

